



後期高齢者医療制度の見直し

■ 問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
洞爺湖町役場住民課国保・医療グループ ☎74-3002

■ 均等割 2割・5割軽減の範囲が見直しされました

● 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。
【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(49万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 所得割の軽減割合が見直しされました

● 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。
【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

● この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。
【平成28年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

【平成29年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

▶ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

◆ 保険料の計算方法（平成29年度）

● 保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円)×10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	---	---	---

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。